

学校水泳研究会の活動について

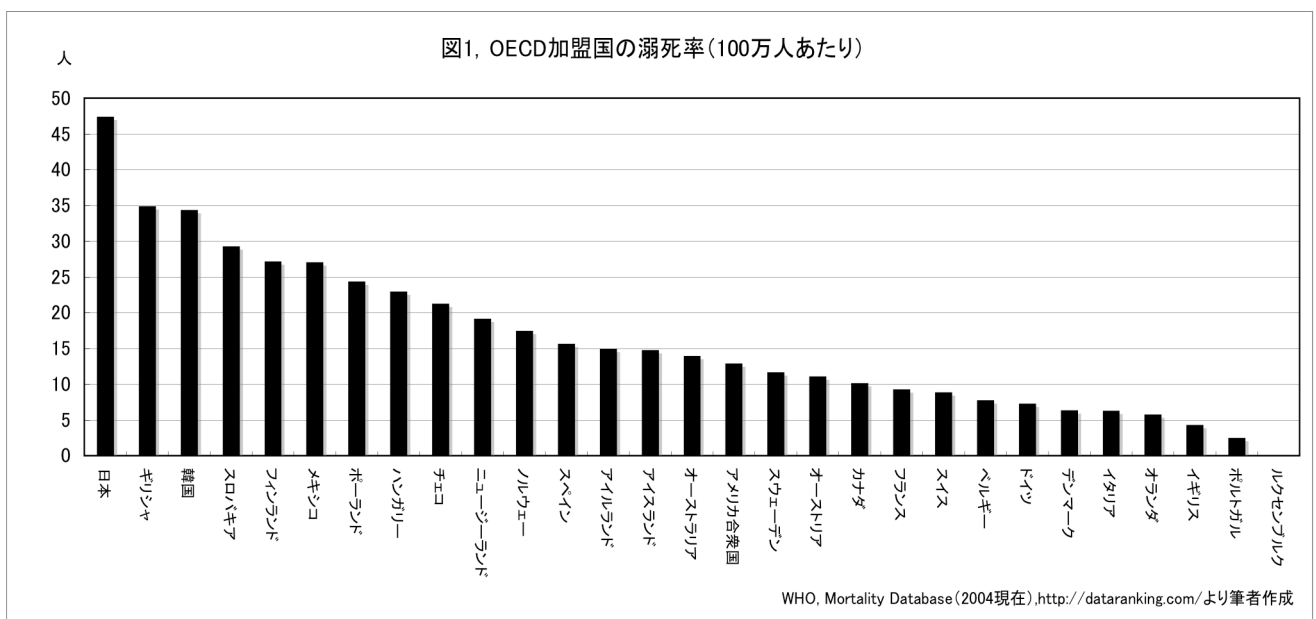
学校水泳研究会

代表世話人 松井敦典

日本人は溺れやすい

今年は猛暑の影響で、水難事故の発生件数は冷夏であった昨年比べて約1.5倍のペースで発生しているという。我が国の水難事故による死者数（警察庁）は昭和50年頃までは3,000人以上、10年前の平成6年では1,360人、昨平成15年では827人である。

この推移をどう評価するかには、いくつかの立場があるが、世界的な統計によると楽観はできない。WHO（世界保健機関）資料によると、2000年において、世界で449,000もの人々が溺死し、その97%は低-中収入国に起っているという。これらの国々には、溺死を防ぎ溺水事故から逃れるための教育が求められることは言うまでもない。それでは、高収入国の中における我が国の立場は如何ほどであろうか。同じくWHOのMortality Database（2004）によると、我が国の溺死率は、OECD（経済協力開発機構）加盟30カ国中最悪（図1）である。日本人は、経済的に発展し世界をリードする国で生活する国民としては、不相応に溺れやすいのである。



なぜ溺死事故は起こるのであろうか。夏の行楽シーズンになると、毎日のようにテレビのニュースや新聞で、いたましい水難事故の発生が報道される。そこで伝えられる事故は、偶発的・突発的で避け難い原因によるものもあるが、「深みにはまった」、「流された」など、当事者の能力の問題、「泳げなかった」ことによるものが少なくない。一般に日本人は、高校を卒業するまでに12年間の教育を経る。「水泳」を学び、溺れない程度の泳ぎの技能を身につけるための期間として、12年は十分な期間のはずである。この間、児童・生徒たちはどのように水泳に関する教育を受けているのだろうか。

学校水泳の果たしてきた役割とその遷移

義務教育は、すべての子供に一律に必要な教育を受けさせるために、行政の責任でとり行われている。自立した一個人として成長し、生きていくために必要な知・徳・体がその内容である。水泳は「体育」または「保健体育」に含まれる内容として挙げられている。しかし、水環境の豊かな我が国で、水に親しみ、万が一危険にさらされても無事に対応できる能力を持つことは、単なる運動の一種目ではなく、自立した人としての教養基礎であり、まさに「生きる力」である。我が国では、昭和30年から40年代にかけて、学校に次々にプールが設置され、子供の泳力を涵養する場としての役割を果たしてきた。それは、ある程度の水泳の能力を持つことの大切さを理解している学校教員や地域の大人たちによって支えられてきたと言ってよいだろう。

ところが、昭和40年以降、民間スイミングクラブ等（以下民間SC）の台頭を迎えると、学校水泳の立場が様変わりする。民間SCでは、学校で水泳が始まるからいくらかでも泳げるようにしておきたいという意向で通う子供が多かったように、学校教育の補完的な役割を担っていた。そこでは、水泳に特化しているが故に子供の泳力もめきめき上達し、それが学校水泳での能力格差を生み出す要因にもなった。学校では全く泳げない「かなづち」から、選手コースに所属するような子供までを一つのクラスに迎え、そこで授業を展開しなければならない。単に競泳の泳法獲得を内容にすえる授業を行えば、民間SCに通う子供は学校教員の手に負えない存在にもなりかねない。なにより、各学校にせつかくプールが整備されても、そこで水泳を教えるための教員研修や人材育成、カリキュラムや指導法等のソフト開発が十分とは言えなかった。そのため、子供の泳力は学校よりも民間SCだということになり、学校水泳に求められる社会的

役割が変容し、学校の水泳に関する教育力が急速に低下していくことになる。それは、教員自身の水泳に関する理解・泳力・指導力、授業や特別活動等で水泳を教えるための教育組織としてのプログラムサービス能力、安全で快適なプールを設置し適切に維持管理する能力、及びそれらを遂行するための予算整備能力、そのような水泳に関する実態を把握するための情報収集能力である。

学校での水泳が下火になると、地域社会から水泳そのものに対する意欲関心が薄れていく。民間SCの会員数も減少傾向であり、現在は隆盛時の約半分程であるらしい。これは、少子化のためだけではない。保護者や地域が水泳を軽視するようになるのである。そうなっても、もはや学校では子供の基礎的水泳技能を確保するような教育がもはや保障されているとは限らない。中学、高校になるとプール設置率も低下し、選択制の絡みもあって、その環境が用意されていない場合も多い。

泳げない子供、危険を察知できない大人、溺れる予備軍はこのようにして生まれ、先進国にふさわしくない溺死率を持つに至っているのではないだろうか。さらに、彼らはやがて親となり、再生産を続けていくとしたら、恐ろしいことである。

学校水泳研究会の発足

現在の学校水泳には多くの矛盾や困難がある。子供に接する学校教員にも多くの苦悩がある。筆者は、現職教員が大学院に入学してくる教員養成系の大学に勤務し、保健体育科を専攻する教員を受け持っている。彼らは2年間、勤務する学校から離れ、新たな知見を獲得し、自ら設定した課題を達成するべく研究に励んでいる。彼らは、学校での「水泳」に関する多くの悩みを教えてくれる。

それには、初心者の導入の難しさ、泳力差のあるクラスの効率的な指導など、教材の取り扱いからはじまり、単元計画やカリキュラム編成、異クラス異学年との組み合わせや学校全体の目標と協力体制、水質をはじめとするプールの維持管理上の問題、月経中の女子生徒の無理の無い授業参加の方法など、多岐多様にわたっている。特に、指導法研修や研究授業、研究集会の対象になるものは体育館種目が多く、水泳を対象としたものはほとんど無いと言う。

それなら、我々で仲間を募ってやりましょうということになり、平成12年6月、第1回学校水泳研究会を開催した。平成14年に第2回を開催して以来、今

年で第4回を迎えている。会員は徳島県・香川県の教員をはじめ、愛媛県・岡山県からの参加もあり、現在登録会員は70人ほどである。

今まで取り扱ってきたテーマを以下に列挙する。

○第1回（平成12年6月17日、鳴門教育大学）

講演： 学校教材としての着衣泳 鳴門教育大学 松井敦典

講演： 着衣泳の方法と現状 鳴門教育大学 南 隆尚

実技研修： 着衣泳実技

○第2回（平成14年5月25日、アサンスポーツクラブ）

講演： 香川県・徳島県の小学校における水泳授業実施状況と教員の意識・泳力

香川県木田郡三木町立三木中学校 沖田淳也

パネルディスカッション：水泳授業実施状況と課題

高松市立弦打小学校 高橋和巳

徳島市立八万中学校 笠井 洋

徳島県立小松島高等学校 芳村 伸

実技研修： 浮き沈みに同調した水中動作と泳ぎへの展開

鳴門教育大学 松井敦典

○第3回（平成15年6月21日、鳴門教育大学）

講演： 教員養成系大学生における月経時の水泳に対する意識調査

鳴門教育大学 松井敦典

講演： プールを活用した異学年交流学习-ボディ・システムを使った水泳（水遊び）学習-

徳島市立昭和小学校 小口 徹

○第4回（平成16年6月5日、鳴門教育大学）

講演： 水辺事故に関するリスクを軽減するための教材開発-心肺蘇生法と着衣泳の実技実習-

徳島県立城北高等学校 鳴川幸恵

講演： ボールを用いた水泳授業の方法と展開

鳴門教育大学 南 隆尚

以後はこの学校水泳研究会で取り扱ってきた話題・問題点を挙げて、問題提起にしたい。

教員養成系大学生の泳力の実態

初等教育教員養成課程新入生（将来小学校の教員になる大学生）の泳力調査によると、競泳4泳法で25mを正しく泳ぐことのできる割合（自己申告）は、クロールで71.6%、平泳ぎ79.6%、背泳ぎ42.6%、バタフライ13.1%であった。また、どの種目も25mを完泳できない者が6.7%であった。これが12年間の教育の成果としてふさわしいかどうかは疑問のあるところである。一般に子供の泳力は、小学校にあってはクラス担任に、中・高校にあっては体育科担当教員の泳力に関わりがあるとされている。すなわち、子供は担当教員の泳ぐ姿を見て、泳法だけでなく、水の中での振る舞いや態度、水中運動や水の周辺文化に関する理解を深めると考えられる。また同様に、学生の泳力は出身校の校風や教育方針、地域行政の方針や政策も現れている。紙面の都合で詳細は省略するが、泳力に関する学校間格差や出身地域による格差は確かに存在する。

学校におけるプール設置率

総務省統計局資料（社会生活統計指標 一都道府県の指標-2004）によると、公立学校におけるプールの設置率は、小・中・高校でそれぞれ85.2%、70.5%、64.1%となっている（2002年度現在）。表1からもわかるとおり、地域の特性もあってか、小・中学校においては義務教育の内容を実施する場であるにもかかわらず、少なからぬ地域格差が存在する。さらに高校になるとその格差はさらに広がる。高知県・宮崎県が100%であるのに対し、富山県は0%である。公立学校の母体である行政の方針、議会の政策に深く関わりがあると言えよう。

このプール設置率は、どう解釈すべきだろうか。我々と地域的に関わりの深い徳島県においては、高等学校のプール設置率は45.8%であり、全国都道府県の21番目の中位にある。ところが、これらの高校から進学してくる大学生の泳力は、それを反映していないように見える。我々の調査によると、徳島県内公立高校全40校のうち、プール

| | 小学校 | 中学校 | 高等学校 |
|------|-------|-------|--------|
| 北海道 | 36.3% | 6.4% | 28.1% |
| 青森県 | 51.6% | 37.4% | 41.9% |
| 岩手県 | 81.4% | 60.5% | 62.4% |
| 宮城県 | 95.3% | 83.0% | 88.2% |
| 秋田県 | 91.0% | 65.7% | 76.7% |
| 山形県 | 79.4% | 38.3% | 27.8% |
| 福島県 | 90.1% | 86.4% | 73.7% |
| 茨城県 | 95.1% | 93.6% | 85.6% |
| 栃木県 | 91.9% | 85.2% | 95.7% |
| 群馬県 | 92.9% | 77.7% | 39.2% |
| 埼玉県 | 99.2% | 95.0% | 41.5% |
| 千葉県 | 95.9% | 92.7% | 54.0% |
| 東京都 | 98.8% | 98.3% | 92.5% |
| 神奈川県 | 92.6% | 86.6% | 73.8% |
| 新潟県 | 91.6% | 69.8% | 42.3% |
| 富山県 | 85.2% | 47.1% | 0.0% |
| 石川県 | 86.0% | 65.7% | 30.4% |
| 福井県 | 79.0% | 48.8% | 90.6% |
| 山梨県 | 80.4% | 67.6% | 48.6% |
| 長野県 | 96.4% | 92.9% | 95.6% |
| 岐阜県 | 93.1% | 72.6% | 37.7% |
| 静岡県 | 94.3% | 81.0% | 99.1% |
| 愛知県 | 93.3% | 93.7% | 97.7% |
| 三重県 | 86.1% | 56.1% | 20.0% |
| 滋賀県 | 91.5% | 82.8% | 94.0% |
| 京都府 | 90.9% | 57.2% | 28.1% |
| 大阪府 | 91.9% | 91.4% | 93.2% |
| 兵庫県 | 94.5% | 85.1% | 79.8% |
| 奈良県 | 89.5% | 91.7% | 50.0% |
| 和歌山県 | 69.7% | 34.7% | 41.3% |
| 鳥取県 | 83.2% | 71.7% | 86.7% |
| 島根県 | 71.3% | 46.4% | 17.1% |
| 岡山県 | 92.0% | 72.1% | 26.8% |
| 広島県 | 80.1% | 57.5% | 26.0% |
| 山口県 | 76.2% | 70.7% | 80.6% |
| 徳島県 | 81.0% | 56.8% | 45.8% |
| 香川県 | 92.6% | 63.1% | 85.7% |
| 愛媛県 | 85.9% | 80.9% | 65.6% |
| 高知県 | 75.1% | 64.4% | 100.0% |
| 福岡県 | 93.4% | 91.0% | 75.8% |
| 佐賀県 | 84.7% | 75.5% | 73.7% |
| 長崎県 | 65.3% | 50.3% | 19.4% |
| 熊本県 | 91.7% | 84.6% | 95.2% |
| 大分県 | 87.9% | 71.3% | 91.2% |
| 宮崎県 | 90.3% | 86.3% | 100.0% |
| 鹿児島県 | 80.4% | 71.2% | 97.6% |
| 沖縄県 | 67.1% | 52.4% | 98.4% |
| 全国平均 | 85.2% | 70.5% | 64.1% |

表1 公立学校のプール設置率（2002現在、総務省統計局資料）

を保有しているのは確かに 22 校あるが、そのうち 15 校は利用が不可能なプールである。すなわち、故障や老朽化に伴い、適切な維持管理がなされず、水泳学習の場としての機能を失っているものである。従って、授業や課外活動等で利用可能なプールを保有する高校は 7 校、本来の設置率は 17.5%である。この 7 校では水泳の授業は実施されているが、それ以外の高校で水泳の授業を（学校外で）実施している高校はわずか 1 校である。従って、80%の高校では水泳に関わる教育を受ける機会が設けられていない。

このように、プール設置率は物理的にプールが存在するか否かから導かれる数値であり、プールの設置目的に合致した教育的活動が実施されているかどうかは、利用の実情を把握する別の評価が必要になる。例えば「その学校の生徒が、一年に水泳の授業を受講する時間は平均何時間であるか」、あるいは「一年に何時間プールの水の中に入り指導を受けるか」等の調査ができれば、学校水泳の実態をより生々しく評価できると思われる。

プールの維持管理については、それに伴う人的・経済的要因からかなり困難になっている。そのため、改修・改築の時期を迎えても放置され、校舎改築等の際に廃止される場合が多い。そればかりか、新設校ができてプールの設置されない例もある。目を見張るほどの美しい校舎や、教科の内容に直接関係のない野球場の確保ためには、潤沢な予算が投入されても、人命に関わる教育の場としてのプールはその対象外である場合が多い。公教育はそういう責任を手放しつつある。さらにこの傾向は義務教育の場である中学校にも及びつつあり、実際に中学校のプールが朽ち果て閉鎖されていくことは、誠に嘆かわしい限りである。

学校教員の意識

児童・生徒に直接水泳を指導する立場の教員の意識はどうであろうか。我々が実施した調査では、水泳に対する小学校教員自身の嗜好度は、年代とともに変容する。すなわち、高齢になるに従って水泳が嫌いになっていく（図 2）。それに対応するように、その教員自身が児童の水泳指導を担当する割合が減少する傾向が見られる（図 3）。現在は少子化等子供人口の減少の影響により、新規教員採用が減少し、若い教員はごく少数である。このまま教員全体の高齢化が進めば、次第に水泳授業に対する取り組みも消極的になり、単元計画や授業時数、授業内容に好ましからざる影響を与えることが懸念される。学校水泳の活

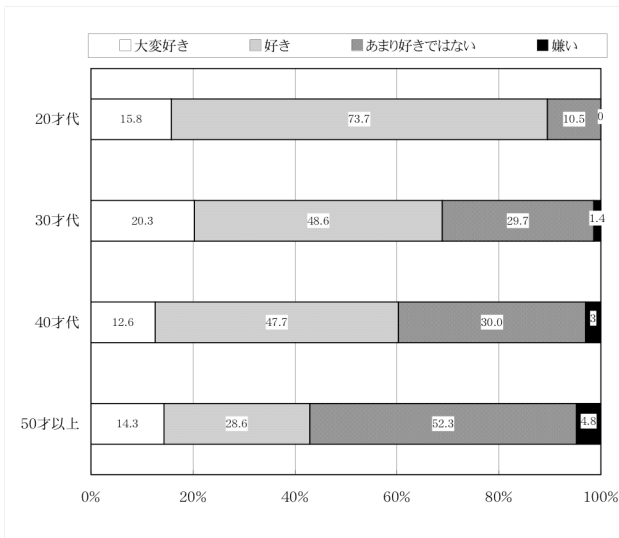


図2 小学校教員の水泳の嗜好度

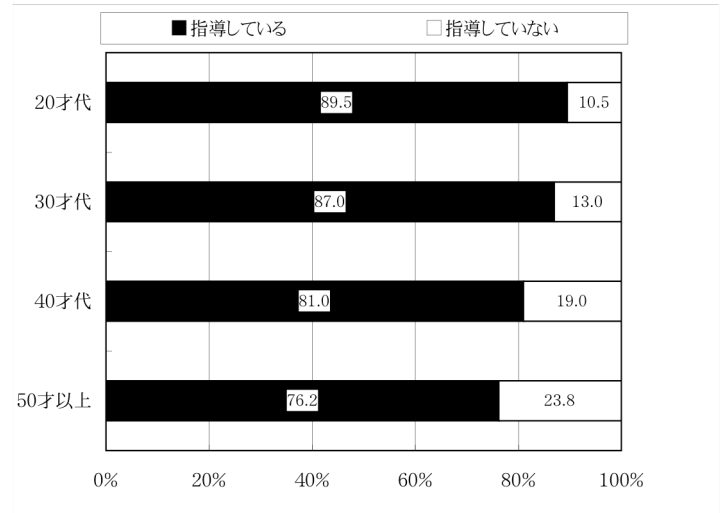


図3 小学校教員が水泳指導に関わる割合

性化には、水泳指導の核となり得る専門性を持った教員と、やる気と能力のある若い教員の確保が求められよう。

水泳教育はどこでやるのか？ 誰が責任を持つのか？

これまで、水泳教育は学校の責任であることを前提に論をすすめてきた。今後もそのままよいのであろうか。西欧諸国では、学校にはプールが存在せず、町の公営室内プールで年間を通して水泳の指導がされる場合が多い。また、水泳は他の運動種目と違って命に関わる特別な教育であるとして、公営プールに専門のインストラクターを配置して学校の授業を担当させる国もある。泳力の確保は、本人とその親の責任であるとの考えもあり、親の責任で地域の水泳教室に通わせる場合も多い。このような状況は従前から日本にも紹介され、学校と地域プールとの相互乗り入れを伴う室内プール設置のアイデアなどが、多くの識者によって提案されてきた。

これは、国の教育政策に深く関係している。現在の政策、学習指導要領に則れば、学校が責任を持って子供の泳力を保証すべきであろう。新しい指導要領では、他の教科同様に体育の授業時数も大幅に削減される一方、自然との関わりの深い活動として新たに「水辺活動」が設けられた。また、「総合学習」にも水泳や水辺活動に関係する内容が採用される場合も多い。それらを実施する際に必要な技能と知識を保証するためのあらたな役割も水泳領域に求められている。文部科学省外の活動をみると、国土交通省の「子供の水辺再発見プロジェクト」や「水辺の楽校（みずべのがっこう）プロジェクト」、農林水産省の「あ

「ぜ道とせせらぎづくり推進活動」など、省庁横断的な教育活動も発案され実施されている。それらの前提は、まず安全の確保、水辺における子供の自己保全能力の確保である。その責任の所在どこにあるのか、その立場にある者自身がしっかり意識する必要がある。

国民が豊かで充実した暮らしを営むための様々な教育政策が、より効果的に機能するための条件のひとつとして、子供の基礎的泳力を確保するためのあらゆる働きかけを、家庭・学校・地域・行政それぞれの立場からとり行うべきであらう。

学校水泳研究会では学校水泳に関わる諸問題を取り扱い、水泳教育の充実発展をめざして活動しています。ささやかながらインターネット上でも情報公開しています。ご覧いただき、ご助言やご支援をいただけたら幸いです。

学校水泳研究会

771-0136 徳島県鳴門市鳴門町高島字中島 748

鳴門教育大学 生活・健康系（保健体育）教育講座 松井研究室内

URL <http://www.naruto-u.ac.jp/~matsui/sss/ssstop.html>

Email matsui@naruto-u.ac.jp

Phone 088-687-6520（直）